

電気工事業者の登録事項等の変更届出に必要な書類

○は提出が必要

必 要 書 類 (提出部数) 変更内容が複数あり 同時に届出を行う場 合は、書類の種類ご とに1部あればよい)		変 更 内 容								
		法人の 代表者 又は 個人業 者の氏 名 又は 役員の 氏名	変更届出 者の商号 又は名称 及び住所、 営業所の 名称及び 所在地	2 登録申請 者の組織 の変更 (例：個人から法人へ変更等)	変更届出後の 電気工事（一般用電気工作物等、自家用電気 工作物）の種類				主任電気工事士	
					一般用電気工作 物等のみを行う 場合	自家用電気工作 物のみを行う場 合	一般用電気工作 物等及び自家用 電気工作物を行う 場合	主任電気工事士 が第一種電気 工事士免状取得 者である	主任電気工事士 が第二種電気 工事士免状取得 者である	主任電気工事士 が第一種電気工事 士免状取得者 である
変 更 届 出 者	1 様式第11 登録事項変更届出書	○			○					
	2 手数料 支払い方法 オンライン決済 納付書	2,200円 (ただし、法人役員・営業所の所在地のみの変更の場合は不要)								
	3 登記事項証明書 (申請者が法人の場合) 又は 住民票 (申請者が個人の場合)	○								
	申請者の住所と営業所の所在地が異なる 場合は、営業所の所在地を確認するた めの書類(例・消印があり住所、屋号、氏 名が確認できる郵便物など)の写も必要		○							
	4 誓約書(法人用) 又は 誓約書(個人用)	○								
	5 備付器具調書				○					
	6 現在交付されている 登録電気工事者 登録証(原本)	○ (ただし、法人役員・営業所の所在地のみ変更の場合は不要)								
7 変更届出遅延理由書 様式は任意 (変更の日から30日 を過ぎて変更の届出 を提出する場合のみ)	○									
主 任 電 気 工 事 士	8 誓約書(主任電気工事士用)				○ 1				○ 1	
	9 雇用証明書				○ 1				○ 1	
	10 電気工事士免状の写 (第一種電気工事士免状取得 者の場合は、定期講習受講 記録の写も含む)				○				○	
変 更 届 出 書	11 3年以上の実務経験証明書 (第二種電気工事士免状取得者 の場合のみ) 証明者が一般用電気工作物等に係る電気 工事のみを施工する者で長崎県以外の登 録電気工事業者である場合は、登録電気工 事業者登録証又は電気工事業者届出受理 通知書の写も必要				○				○	
	12 様式第6 承継届出書									
	13 様式第8 譲渡証明書	2								
	14 様式第9 相続同意証明書									
	15 様式第10 相続証明書									

1 変更届出者本人が主任電気工事士の業務に従事する場合は不要

2 12～15(承継届出書・譲渡証明書・相続同意証明書・相続証明書)の届出に関しては、
事前に長崎県電気工業業組合にご連絡ください。